

理容所及び美容所における衛生管理要領 (昭和 56 年 6 月 1 日環指第 95 号)

新旧対照表

新	旧
<p>理容所及び美容所における衛生管理要領</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 管理</p> <p>1 施設、設備及び器具の管理 (略)</p> <p>2 従業者の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開設者は、従業者又はその同居者が<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者である場合は、当該感染症をまん延させるおそれがあるままの期間業務に従事させないこと。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第 4・第 5 (略)</p> <p>第 6 自主的管理体制</p> <p>1 開設者は、施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。</p> <p>2 大規模な理容所又は美容所の開設者は、理容師法及び美容師法の規定に基づき管理美容師又は管理美容師のほか、その規模に応じた数の衛生責任者を定めておくことが望ましいこと。<u>なお、管理美容師又は管理美容師が行う業務のうち、第 3 の 2 の (1) 及び (3) 並びに第 4 の 1 の業務は、デジタル技術等を活用して適</u></p>	<p>理容所及び美容所における衛生管理要領</p> <p>第 1・第 2 (略)</p> <p>第 3 管理</p> <p>1 施設、設備及び器具の管理 (略)</p> <p>2 従業者の管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 開設者は、従業者又はその同居者が<u>エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア若しくはパストの患者又はその疑いのある者である場合は、従業者当人が感染していないことが判明するまでは、作業に従事させないこと。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>第 4・第 5 (略)</p> <p>第 6 自主的管理体制</p> <p>1 開設者は、施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。</p> <p>2 大規模な理容所又は美容所の開設者は、理容師法及び美容師法の規定に基づき管理美容師又は管理美容師のほか、その規模に応じた数の衛生責任者を定めておくことが望ましいこと。</p>

切に業務を行うことができず、当該業務についてオンライン実施・兼任により対応できるものであること。

3 管理美容師、管理美容師及び衛生責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。

3 管理美容師、管理美容師及び衛生責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。